

機関番号：32717

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：H19～H21

課題番号：19530041

研究課題名(和文) 国際司法裁判所における証明責任法理及び証拠法の研究

研究課題名(英文) Study on the principle of burden of proof and on evidence law before the International Court of Justice

研究代表者

内ヶ崎 善英 (UCHIGASAKI YOSHIHIDE)

桐蔭横浜大学・法学部・教授

研究者番号：70257426

研究成果の概要(和文)： 国際司法裁判所における証拠法は、国際法としての独自の発達を十分に遂げておらず、裁判官も研究者もその基礎的素養となっている出身国の証拠法を無意識に適用しがちである。英米法と大陸法では裁判所観が大きく異なるため、証拠法に関しても一致しないシーンが多くなっており、各国の国内法による証明責任法理と証拠法の比較検討のみでは、国際社会に十分な法理を提供することができないため、国際法としての意識的な立法作業が必要であること。また、その際には、国際社会の裁判所としての国際司法裁判所に特有な問題—とくに国際公益の実現—が、国内法の証拠法には存在していない対応策—裁判所主導の証拠収集などを必要としていると言える。

研究成果の概要(英文)： Evidence procedure before the International Court of Justice has not yet been developed as a branch of international law. Judges and academic researchers are apt to apply their national jurisprudence. Continental and Anglo-American legal systems have greatly different views on a court, so they are out of accord on evidence rules. Therefore, it cannot provide an adequate theory to the international society to make just a comparative study among theories on the principle of the burden of proof of national laws. We need a consciously legislative action as international law. And in doing so, it can be said that characteristic of ICJ as a court of the international society needs unique measures which are not seen in national laws.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成19年度	900,000	270,000	1,170,000
平成20年度	900,000	270,000	1,170,000
平成21年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野： 国際法学

科研費の分科・細目： 法学・国際法学

キーワード： 1. 国際司法裁判所 2. 証明責任 3. 証拠法 4. ICJ 5. ジェノサイド事件 6. コンゴ事件 7. ICJ訴訟法 8. ICJ証拠法

# 科学研究費補助金研究成果報告書

1. 研究開始当初の背景 国際裁判における証拠法に関しては、「国際法学の南極大陸」と皮肉られるほど研究成果は乏しかった。本研究を開始した時点で、国際的に知られていた研究成果はわずか2冊の研究書に過ぎなかったが、研究遂行中に徐々に国際裁判においても証拠法が重要であることを示す判例が登場し、わずかではあっても海外での研究が進み始めた。我が国でも、若い研究者の間でその重要性は徐々に認められるようになってきた。これは、かつての国際裁判が理論的争いの反映であったものが多かったのに対し、今日では理論的争点だけでなく、事実認定に重きを置かざるを得ない事例が増えてきたためである。本研究を進める主たる動機は、まさにこの国際司法裁判における証拠法の必要性に他ならなかった。とくに、証明責任配分の法理は、国際裁判におけるノンリケットの克服の問題とあいまって、証拠法の基礎原則として十分な理論的検討を必要としていた。

### 2. 研究の目的

研究開始当初においては、証明責任配分法理をもっとも重視し、下記の三つのテーゼの精密化を目的としていた。すなわち、テーゼA：ノンリケットを宣言せずすむのであれば、証明責任法理は適用する必要がない。テーゼB：ノンリケットの危険性が発生するのであれば、証明責任法理を適用する必要性がある。テーゼC：証明責任の配分に関しては、特定規範の適用を主張する者は当該規範の要件が充足されていることを証明する責任を負う。

さらに、これらのテーゼを前提として、国際司法裁判所における証明責任配分法理の精密化と、証拠の認定基準などの証拠法一般

の研究を行い、ICJ証拠法の基礎を構築することが目的である。

### 3. 研究の方法

比較法学的方法と制度史学的方法を併用する。証明責任法理が各国の国内法において、実際にはどのような展開を示しているのか、特に大陸法と英米法での実践的適用を検討することが研究の第一歩となるために、比較法学的方法が必要である。また、国際法学の一分野として、国際司法裁判所の証拠法を確立するためには、国際司法裁判所の制度史を踏まえ、裁判所規程および規則の中で発展してきた証拠に関する規範の位置づけを行う必要があるからである。

4. 研究成果 本研究において明らかとなったのは、まず第一に、各国の国内法における証拠法がそれぞれ独自の発達を見せているところにある。もとより、英米法と大陸法とは大きく異なることが明らかであったが、同じ英米法においても、イギリス法の証拠法とアメリカ型の証拠法では多くの点で明瞭な相違を見せている。同じ大陸法であっても、ドイツ法とフランス法の間には大きなギャップが存在している。とくに書証主義を採るフランス法は証拠法の異なった側面を見せている。法は自生的に発達するものであり、論理的な出発点が同一であってもそれぞれの法文化によって大きく異なる発達を見せていくという、ある意味で自明の結論となってしまった。しかし、このことが示しているのは、研究の無意味さではなく、逆に国際社会を基盤とする裁判所における証拠法を発達させるために素材として利用可能なきわめて多様な制度や規範があるという積極的

意味を示すものである。

第二に明らかになったのは、国際司法裁判所で行われる裁判の基本的な構造が国内法の民事訴訟と類似する構造であるという前提の崩壊であった。研究開始直後の2007年のジェノサイド事件における事案の性質と証拠認定方法は、国際司法裁判所のもう一つの側面を示している。すなわち、このようなカテゴリーの裁判では、判決の実質的内容だけではなく、その結論に至るまでの論拠として採用された証拠の認定自体が、国際社会あるいは国連社会の公益に関わってくる。ジェノサイドの防止は、まさに国際公益であり、実行者の処罰が実効的なものでなければ、防止も現実化しない。国際司法裁判所では、個人が当事者として登場することはないが、そこで認定された事実は、国内あるいは国際刑事裁判所でも、援用されうるものである。ジェノサイド事件においては、逆の形がみられ、そこで生じる問題も明瞭なものとなった。とくにこの事件で示されたのは、原告および被告に課される証明責任とは別個に、裁判所自身にも証明責任が課されており、その責任を果たすためには裁判所の有する資源では不足していることが明らかとなった。

第三点は、第二の点とも関わりを有する問題であるが、裁判所の責任の一つである「*jura novit curia*」の原則に関わる。国際司法裁判所は、*jura novit curia*の原則により当事国の主張していない法規を適用し判決に至ることができる。その際に生じる問題は、当該法規に必要な要件事実が当事国によって証明されていない可能性があることである。かくして国際司法裁判所は、職権で証拠集めを行うか、第三者機関により収集された証拠に依拠せざるを得ない。ドイツ法に見られるような法適用型の裁判所であれば、自由な法発見は制限され、当事国が主張していない法規を

適用する可能性も少なくなるが、このような裁判所は、背景に十分な権限を有する立法府が存在しているか、あるいは、内容の豊かな法体系を有し、そのゆえに法解釈を存分に展開できる状況にあることを前提とする。そのような状況あるいは背景を欠く裁判所は、英米法に典型的な法発見型裁判所のようにフリーハンドに法発見できねばならず、発見された法の適用に必要な事実は、当事国の提出する証拠の範囲を超えることとなる。以上の考察は、国際司法裁判所の証拠法について考えるためには、国内の民事訴訟法の検討だけでなく、憲法訴訟や刑事訴訟法の諸原則の研究も必要であるということとなる。国際司法裁判所は、私的な紛争の解決だけでなく、国連法の裁判所として公益を保護するための裁判をも行う責任を負っており、このような公益保護のための裁判は、国内法においては刑事訴訟や憲法訴訟として構成されるため、それらの諸原則をいかにして国際司法裁判所に取り込んでいけるかが課題となる。

以上から、国際司法裁判所における証拠法は、国際法としての独自の発達を十分に遂げておらず、裁判官も研究者もその基礎的素養となっている出身国の証拠法を無意識に適用しがちであること。英米法と大陸法では裁判所観が大きく異なるため、証拠法に関しても一致しないシーンが多くなっており、各国の国内法による証明責任法理と証拠法の比較検討のみでは、十分な法理論を国際社会に提供することができないため、国際法としての意識的な立法作業が必要であること。また、その際には、国際社会の裁判所としての国際司法裁判所に特有な問題—とくに国際公益の実現—が、国内法の証拠法には存在していない対応策—裁判所主導の証拠収集などを必要としていると言える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

内ヶ崎善英「ICJ の事実認定と第三者機関」  
『法学新報』第116巻3・4号77-97頁、2009年9月25日発行

[学会発表] (計2件)

内ヶ崎善英「紛争処理手続の多元化—制度設定による客観化から内実の客観化へ」国際法学会2007年10月6日帝塚山大学

内ヶ崎善英「ICJ の事実認定と第三者機関」国際法立法研究会2008年7月4日上智大学

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況 (計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

特になし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

内ヶ崎 善英 (UCHIGASAKI YOSHIHIDE)

桐蔭横浜大学・法学部・教授

研究者番号: 70257426